平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県姶良郡湧水町田尾原83番地
債務者　炎谷　千恵
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
神奈川県足柄上郡開成町延沢554番地７
債務者　倉品　昌文
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２３号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1063番地２
債務者　佐藤有美子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０４号
神奈川県平塚市横内3166番地の６
債務者　久保　麻美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０８号
神奈川県平塚市東八幡１丁目14番２号　㈱日産車体八幡寮124号室、前住所神奈川県小田原市扇町１丁目６番25号
債務者　崎山　祐作
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２５号
神奈川県厚木市山際626番地、前住所神奈川県厚木市三田19番地５
債務者　関戸なぎさ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２９号
神奈川県平塚市豊田小嶺375番地の１　レオパレスサニーコート206号
債務者　石井　茂樹
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７０号
広島県福山市加茂町字上加茂281番地１　アンフルールＢ202
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７２号
神奈川県逗子市久木３丁目１番13号　海藤マンション301
債務者　荒井久美子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３３１号
神奈川県厚木市下荻野1266番地１　フ・ミールＭ小林201、前住所神奈川県厚木市三田南１丁目18番４号
債務者　増田　瞳美（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８４号
名古屋市北区平安２丁目24番71号　キシモトマンション４Ｅ号
債務者　土屋きよ子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３０号
愛知県北名古屋市野崎城屋敷11番地
債務者　近藤　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４４号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地24号棟401号室
債務者　松田　康史
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４０号
名古屋市昭和区陶生町２丁目24番地の２　ライフイン桜山西館203号
債務者　青山さとみ
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４号
岐阜県高山市国府町広瀬町886番地９
債務者　川畑佳応子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
札幌市東区北11条東４丁目２番１―101号
債務者　高橋　尚裕
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２５号
札幌市豊平区美園２条３丁目１番16―203号
債務者　久保田洋光
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部